

(仮称) 土浦市立上大津地区統合小学校整備事業に係る

基本・実施設計業務委託プロポーザル説明書

令和5年12月

土 浦 市

(仮称) 土浦市立上大津地区統合小学校整備事業に係る 基本・実施設計業務委託プロポーザル説明書

基本・実施設計業務委託に係るプロポーザル提出に関する詳細は下記のとおりとする。

記

1 業務概要

- (1) 業務委託名 (仮称) 土浦市立上大津地区統合小学校整備事業基本・実施設計業務委託
- (2) 履行期間 契約日の翌日から令和8年3月10日(火)まで
- (3) 発注者 土浦市長 安藤 真理子
- (4) 予定価格(上限) 214,522,000円(税込)

2 設計条件

- (1) 所在地 土浦市 沖宿町 地内
- (2) 敷地面積 約24,550㎡
- (3) 主要用途 小学校
- (4) 事業方法 国庫負担事業
- (5) 地域地区等
用途地域：市街化調整地域
防火地域：指定なし
その他の地域地区：土浦市景観計画区域
高度地区：なし
日影規制：なし
建ぺい率：60%
容積率：200%
上水道：市水道区域
下水道：公共下水道区域(分流式)
周辺道路幅員：東側 市道(幅員5.0m)
西側 市道(幅員7.0m)
南側 市道(幅員6.0m)
北側 市道(幅員6.0m)
- (6) その他 「(仮称) 土浦市立上大津市区統合小学校基本・実施設計業務委託仕様書」のとおり

3 事業計画予定

- (1) 基本設計 令和6年度
- (2) 実施設計 令和7年度

(3) 建設期間 令和8年度～令和9年度（既存建物解体及び整地は令和10年度）

4 施設規模

(1) 施設規模

施設名称	面積 (m ²)	構造	備考
校舎棟	6,900	RC造等	新築
屋内運動場	1,000	RC造, S造等	新築

(2) 児童数 令和10年度 児童数推計 計479名

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援
学級児童数	62	83	66	86	85	97	(30)

(3) 学級数 令和10年度 学級数推計 計22

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援
学級数	2	3	2	3	3	3	6

(4) 教員及び職員予定数 教員31名 職員10名 計41名

5 プロポーザルの特定者の決定に至る手順

(1) プロポーザルを提出する者の選定

- ア 本件について、市長がプロポーザルの提出希望者を公募する。
- イ プロポーザルの提出希望者は、参加表明書を市長に提出する。
- ウ 選定検討委員会は、参加表明書の審査によりプロポーザルの提出を要請する者5者程度を選定する。

(2) プロポーザルの特定

- ア 前号ウにより選定された者は、プロポーザル提出者として、プロポーザル技術提案書提出書及びプロポーザル技術提案書を市長に提出する。
- イ 選定検討委員会は、プロポーザル及びヒアリングの内容の審査及び評価により、プロポーザルを特定する。

(3) プロポーザルの特定者の決定

前号イによるプロポーザルの特定の結果を受け、市長がプロポーザルの特定者を決定する。

6 参加資格等

技術提案が記載された書類（以下「技術提案書」という。）の提出者は、建築士事務所2者により構成される設計共同体とし、次の要件を満たす者でなければならない。

(1) 全ての構成員に必要な要件は次のとおりとする。

- ア 公告日現在において、対象とする委託業務において市の入札参加資格を有してい

ること、かつ市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 公告日現在において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。

エ 土浦市請負工事等における暴力団等の排除対策措置要綱（平成20年土浦市告示第136号）に基づく排除措置を受けている状態が継続している者でないこと。

オ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定により、一級建築士事務所として登録された者であること。

(2) 代表構成員は、次の基準を満たす者であること。

ア 平成25年4月以降に完了した延べ床面積5,000㎡以上の教育施設の新築、増築又は改築の実施設計又は基本施設計業務を履行した実績があること。

なお、増築の履行した実績については、増築部分のみの面積を対象とする。

イ 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士（以下「一級建築士」という。）の数が4名以上、かつ建築士事務所年間平均実績高が構成員中最大であること。

ウ 管理技術者、照査技術者として、組織に所属している一級建築士を、それぞれ1名ずつ配置できること。

(3) 代表構成員以外の構成員は、次の基準を満たす者であること。

法人の場合は、事業所（本社）が市内にあること。また、法人以外の場合は、代表者が土浦市に住民登録を有すること。

7 選定基準及び特定基準

(1) プロポーザルを提出する者の選定基準

項目別		配点	項目合計
事務所の 実力	①技術者数	2	20
	②有資格者数	3	
	③同種・類似業務実績	5	
	④受賞実績	10	
担当チ ームの 能力	①各担当主任技術者等の資格・経験	20	40
	②各担当主任技術者等の業務実績	20	
取組方針・基本的な考え方		40	

(2) プロポーザルの特定基準

評価項目	評価の着眼点	
	判断基準	
業務実施方針 及び手法(評価 にあたっては 技術提案書の 内容及びヒア リングの結果 により総合的 に判断を行 う。) (100点)	業務の理解度及び取組 意欲	業務内容、業務背景、手続きの理解が高く、積極性が見られる場合に優先に評価する。
	業務の実施方針	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について(ただし、特定テーマに対する内容を除く)総合的に評価する。
	配置の的確性	安心・安全及び地域に配慮されているか等について評価する。
	安全安心な学校づくり に関する提案	基本計画のコンセプトを踏まえた提案についての 的確性、独創性、実現性を総合的に評価する。
	新たな学びを積極的に 取り入れた学校づくり に関する提案	
	心の豊かさを養う学校 づくりに関する提案	
	地域に開かれた明るい 学校づくりに関する提 案	
	環境に配慮した学校づ くりに関する提案	
	持続可能な学校づくり に関する提案	
	地域の特色を活かした 独自提案	
プレゼンテーション・ ヒアリング応答	技術提案書の説明及びヒアリングに対する応答の的確性等について評価する。	

8 手続等

(1) 担当部局

土浦市教育委員会 教育総務課 施設係
〒300-0036 土浦市大和町9番2号
電話番号 029-826-1111、(FAX) 029-826-2750
E-mail gakumu@city.tsuchiura.lg.jp

(2) 関係資料の交付

ア 資料

(仮称)土浦市立上大津地区統合小学校整備事業に係る基本・実施設計業務委託プログラム説明書

イ 交付期間

令和5年12月18日(月)から令和6年1月5日(金)まで
(土曜、日曜日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。)

ウ 交付場所

上記(1)に同じ。

なお、土浦市教育委員会教育総務課のホームページからも入手可能。

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

参加を希望する者は、以下により参加表明書及び実績要件を確認することができる書類を提出すること。

ア 提出期限

令和6年1月5日(金)午後5時まで
(郵送の場合は、提出期間内必着とする。)

イ 提出場所

上記(1)に同じ。

ウ 提出方法

参加表明書を提出する者の自己の責任において、持参又は郵送とする。

エ 提出物(一連に綴ること。)

- ・参加表明書(様式第1号)
- ・事務所の技術職員・資格(様式第3号)
- ・事務所の同種・類似業務実績(様式第4号)
- ・担当チーム(様式第5号)
- ・協力事務所(様式第6号)
- ・設計に当たっての取組方針・基本的な考え方(様式第7号)
- ・一級建築士事務所登録証明書の写し
- ・総括責任者及び意匠担当主任技術者の一級建築士免許証の写し
- ・構造担当主任技術者、電気担当主任技術者、機械担当主任技術者の資格証の写し
- ・構造設計一級建築士、設備設計一級建築士の資格証の写し(協力事務所でも可)

(4) 参加表明書に係る質問書の提出手続等

ア 質問書の提出場所及び方法

「参加表明書に係る質問書」を作成し、下記アドレス宛に電子メール（着信を電話等で確認すること）に添付して送付することにより受付する。

E-mail gakumu@city.tsuchiura.lg.jp

イ 質問書の提出期間

令和5年12月20日（水）から令和5年12月25日（月）午後5時まで

ウ 回答及び回答方法

令和5年12月27日（水）に土浦市教育委員会教育総務課のホームページへ質問と回答を掲示する。

URL <https://www.city.tsuchiura.lg.jp/page/page019430.html>

エ 参加表明書の提出を検討している者を対象に現地見学会を実施する。

実施日時：令和5年12月25日（月）10時から11時まで

開催場所：土浦市立上大津東小学校

参加方法：令和5年12月22日（金）までに（1）の担当部局に電話で参加申込をすること。

(5) プロポーザル提出要請書の送付

ア 選定検討委員会は、参加表明書を提出した者のうちから、上記7（1）の基準により、プロポーザルを提出する者5者程度を選定し、プロポーザルの提出を要請する。ただし、プロポーザルの提出の要請をしない者についても、書面によりその旨を通知するものとする。

(6) プロポーザルの提出期限並びに提出場所及び方法

プロポーザルは、プロポーザル作成要領に基づき作成すること。

ア 提出期限

令和6年2月29日（木）正午まで

（郵送の場合は、提出期間内必着とする。）

イ 提出場所

上記（1）に同じ。

ウ 提出方法

プロポーザルを提出する者の自己の責任において、持参又は郵送とする。

(7) プロポーザルに係る質問書の提出手続等

ア 質問書の提出場所及び方法

「プロポーザルに係る質問書」を作成し、下記アドレス宛に電子メール（着信を電話等で確認すること）に添付して送付することにより受付する。

E-mail gakumu@city.tsuchiura.lg.jp

イ 質問書の提出期間

令和6年1月12日（金）から令和6年1月19日（金）午後5時まで

ウ 回答及び回答方法

令和6年1月24日（水）に土浦市教育委員会教育総務課のホームページへ質問と回答を掲示する。

URL <https://www.city.tsuchiura.lg.jp/page/page019430.html>

(8) その他

プロポーザルの関係書類については、土浦市教育委員会教育総務課のホームページから入手可能。

URL <https://www.city.tsuchiura.lg.jp/page/page019430.html>

9 ヒアリング等

ヒアリングの日時、場所、留意事項等は、プロポーザルの提出者の選定後、別途通知する。

10 選定及び特定の時期

プロポーザルを提出する者の選定：令和6年1月中旬

プロポーザルの特定：令和6年3月上旬

11 審査委員会

選定及び特定は、次に掲げる者により組織された選定検討委員会が行う。

長澤 悟（東洋大学 名誉教授、教育環境研究所 所長）

斎尾 直子（東京工業大学 環境・社会理工学院 建築学系 教授）

毛利 靖（茨城大学 教育学部 教授）

塚本 哲生（土浦市総務部 部長）

望月 亮一（土浦市教育委員会 部長）

（敬称略）

12 その他

(1) 手続において使用する言語、通貨：日本語、日本円

(2) 契約書作成の要否：要

(3) 失格

次の条件の一つに該当する場合には、失格となることがある。

ア 選定検討委員会の委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合

イ 選定及び特定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(4) 無効となる参加表明書又はプロポーザル

参加表明書又はプロポーザルが次の条件の一つに該当する場合には、無効となることがある。

ア 提出方法、提出先及び期限に適合しない場合

イ 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合

- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- エ 記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合
- カ 虚偽の記載がある場合

(5) 受注資格の喪失

本件業務を受注した者が、製造業及び建設業と資本・人事面等において密接に関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本件業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことができない。

(6) 非選定理由に関する事項

- ア 参加表明書を提出した者のうち、プロポーザルの提出者として選定されなかった者に対しては、書面により通知する。
- イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により土浦市教育委員会教育総務課長に対して非選定理由の説明を求めることができる。書面は、持参又は簡易書留郵便による郵送とすること。
- ウ 上記イの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により行う。
- エ 非選定理由の説明請求の受付先及び受付期間は、次のとおりとする。
 - ① 受付先：8の担当部局に同じ
 - ② 受付期間：通知をした日の翌日から起算して7日間（休日を除く）
いずれも9時から16時まで

(7) 特定結果の通知等

- ア 特定された者に対しては、特定された旨を書面により、特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨を書面により通知する。
- イ 結果通知後、ヒアリング要請者の技術提案についての審査講評を土浦市教育委員会教育総務課のホームページに掲載する。

URL <https://www.city.tsuchiura.lg.jp/page/page019430.html>

- ウ 契約後において、特定者の名称等、特定案の内容及び選定の理由を土浦市教育委員会教育総務課のホームページに掲載する。

(8) その他

- ア 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及びプロポーザルの提出の要請を受けなかった場合は、プロポーザルを提出することはできない。
- イ 参加表明書の作成及び提出並びにプロポーザルの作成、提出及びヒアリングに係る一切の費用は、提出者の負担とし、参加報酬等は、支払わない。
- ウ 提出された参加表明書及びプロポーザルは、プロポーザルの提出を要請する者の選定及びプロポーザルの特定以外には提出者に無断で使用しないものとする。
- エ 提出された書類は、選定及び特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- オ 提出期限以降における参加表明書及びプロポーザルの差し替え及び再提出は認めな

- い。また、参加表明書及びプロポーザルに記載した配置予定の技術者は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。
- カ 提出された参加表明書及びプロポーザルは返却しない。
- キ 提出されたプロポーザルは公正性、透明性、客観性を期するため公表することがある。
- ク プロポーザルの作成のために発注者から受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することはできない。